

議 案 提 出 書

件 名 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、長野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月11日

長野市議会議長 小 泉 栄 正 様

提出者 長野市議会 福祉環境委員会
委員長 若 林 祥

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となりました。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療費助成事業が創設され、その後も助成額増や所得制限の緩和など、段階的に拡充してきています。また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用が掛かり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々の経済負担が過重となっている場合が多くあります。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めていますが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題であります。

よって、国におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことができるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないよう十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない人工授精を初め、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、更には男性に対する治療についても、その対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い人々を対象とする経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境を更に整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。
- 4 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

令和2年12月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛
財務大臣
厚生労働大臣

長野市議会議長 小泉 栄 正